

検査実施料の新規収載のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび、「保医発0531第3号」により、下記の検査項目におきまして、検査実施料の新設が通知されましたのでご案内いたします。

お取り計らいの程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- 適用日 2018年(平成 30年) 6月 1日より適用
- 新規収載内容 BRACAnalysis診断システム …… 未受託

【詳細内容】

適用日:平成 30年 6月 1日

検査項目	実施料	判断区分 判断料	診療報酬 点数区分	備考
BRACAnalysis 診断システム	20200点	血液 125点	D006-2 造血器 腫瘍遺伝子検査 (2,100点×2回) + D006-4 遺伝学 的検査の3. 処 理が極めて複雑 なもの (8,000点×2回)	BRACAnalysis診断システムは、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数2回分、区分番号「D006-4」遺伝学的検査「3」処理が極めて複雑なものの所定点数2回分を合算した点数を準用して算定できる。 ア 転移性又は再発乳癌患者の全血を検体とし、PCR法等により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、BRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子の生殖細胞系列の変異の評価を行った場合に限り算定する。 イ 本検査は、化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又は乳腺外科の専門的な研修の経験を5年以上有する常勤医師が1名以上配置されている保険医療機関で実施すること。 ウ 本検査は、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている保険医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。